

平成 18 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社 代表者名 代表取締役社長 中冨 博隆 本社所在地 佐賀県鳥栖市田代大官町 408 番地 (コード番号 4530 東証1部) 問い合せ先 執行役員広報室長 椛島 光政 (TEL 03-5293-1732)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月6日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成18年5月25日開催予定の当社第104回定時株主総会に提案することを決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の将来の事業展開に備えるため、第2条(目的)17項に「広告代理業」を追加し以下、号の繰り下げを行なうものであります。

(2) 基準日に関する規定の変更

株主の機動的な議決権行使を促し、決算期後からその決算期に関する定時株主総会まで に新株発行等が行なわれた場合に対処するため、第 12 条第 2 項を新設するものであり ます。

(3) 取締役の員数の変更

経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の構築を図るため、第 19 条(取締役の員数)を変更するものであります。

(4) 取締役の任期の変更

当会社の営む事業の堅実かつ継続的な発展の為に、第 23 条(取締役の任期)に関する 規定の通り変更するものであります。

(5) 監査役の員数の変更

経営監視機能を強化し、監査体制の強化を図るため、第 31 条(監査役の員数)を変更するものであります。

(6)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、 次の通り当社定款を変更

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 18 条(取締役会の設置) 第 30 条(監査役および監査役会の設置) 第 39 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条 (株券の発行)を定めるものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、第 27 条 (取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第 341 条の規定に従い、中長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するため、取締役の解任議案については、株主総会の特別決議による旨を第 21 条 (取締役の解任)に新設するものであります。

会社法第 369 条第 3 項及び第 393 条第 2 項の規定に従い、第 28 条 (取締役会の議事録)及び第 37 条(監査役会の議事録)を新設するものであります。

会社法第 329 条、第 338 条及び第 399 条の規定に従い、第 40 条(会計監査人の選任)第 41 条(会計監査人の任期)及び第 42 条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。

会社法第 454 条第 5 項の規定に従い、剰余金の配当ができる旨を定めるため、 第 45 条(中間配当金)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行なうものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| | (ト線は変更部分を示します。) |
|--|---|
| 現行定款 | 変 更 案 |
| 久光製薬株式会社 定款 | 久光製薬株式会社 定款 |
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第2条(目的) | 第2条(目的) |
| 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 | 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. | 1. |
| ~ <条文省略> | ~ <現行どおり> |
| 16. | 16. |
| | (新設) |
| | 17. 広告代理業 |
| | (変更) |
| 17.前各号の目的を遂行するため、会社運営上 | 18. |
| 必要な事業に対し、投資もしくは債務の保 | <u> </u> |
| 証をなし、またはその事業を目的とする会 | *************************************** |
| 社の発起人となることが出来る。 | 19. |
| 18.前各号に付帯する事業 | |
| 第4条(公告方法) | 第4条(公告方法) |
| 当会社の公告は日本経済新聞社に掲載する。 | 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する <u>方</u> |
| | 法により行う。 |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 为2年 1水 10 | (変更) |
| 第5条 <u>(発行する株式の総数)</u> | 第5条(<u>発行可能株式総数</u>) |
| 当会社の発行する株式の総数は3億8千万 | 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は3億8千万株 |
| 株とする。 | <u> </u> |
| ただし、株式消却が行われた場合には、これ | (削除) |
| に相当する株式数を減ずる。 | (H)IP示) |
| <u>に作当りる休工以及を成りる。</u> | (変更) |
| 第6条(自己株式の取得) | (タテ) 第 6 条 (自己株式の取得) |
| 当会社は、商法第211条/3第1項第2号 | 当会社は、取締役会の決議によって市場取引 |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| <u>の規定により、</u> 取締役会の決議 <u>を持って自己</u> <u>株式を買受ける</u> ことができる。 | <u>等により自己株式を取得する</u> ことができる。 |
| <u>1外以で其又ける</u> しこが、この。 | (変更) |
| 第7条(1単元の株式数) | 第7条(<u>単元株式数</u>) |
| 第 / 宗 (<u> 単元の株式数</u>) 当会社の1単元の株式の数は100株とす | ポ/衆(<u>単元休式数</u>) <条文変更なし> |
| | 丶ホスタ史ゆ∪ / |
| ప . | 第8条(株券の発行) |
| | |
| (新設) | 当会社は、株式に係る株券を発行する。 |
| | 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満 |
| | 株式に係る株券を発行しないことができる。 |
| 第0匁(出二土港州半の下発行) | (削除) 第 8 条 2 语 5 移语 |
| 第8条(単元未満株券の不発行) | 第8条2項へ移項 |
| 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 | |
| (以下「単元未満株式」という。)に係る株 | |
| <u>券を発行しない。</u> | |
| | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| | 第9条(単元未満株主の権利制限) 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利 |
| (新設) | <u>以外の権利を行使することができない。</u> (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権 <u>利。</u> |
| | (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利。 (2)幕告性ポナカトは幕告が世界の制化を |
| | (3)募集株式または募集新株予約権の割当を 受ける権利。 |

第9条(名義書換代理人)

当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱い場所 は取締役会の決議によって選定し、これを公 告する。

当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下 株主名簿等という。) ならびに株券喪失登録 簿は、名義書換代理人の事務取扱い場所に 備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信 <u>託財産の表示、株</u>券の交付、株券喪失登録、 株券の不所持の取扱、単元未満株式の買取り および届出の受理等株式に関する事務は、名 義書換代理人に取扱わせ、当会社においては これを取扱わない。

第10条(株式取扱規則)

株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、 信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、 株券の不所持の取扱、単元未満株式の買取 り、その他株式に関する取扱およびその手数 料については、取締役会の定める株式取扱規 則による。

第11条(基準日)

当会社は毎年2月末日の最終の株主名簿等 に記載または記録された株主(実質株主を含 む。以下同じ)をもって、その決算期の定時 株主総会において権利を行使すべき株主と する。

前項その他定款に別段の定めがある場合を 除くほか、必要がある場合には取締役会の決 議により、あらかじめ公告して臨時に基準日 を定めることができる。

第10条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以 下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権 原簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に 備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および 新株予約権原簿への記載または記録、単元未 満株式の買取り、その他株式ならびに新株予 約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱 わせ、当会社においては取扱わない。

(変更)

第11条(株式取扱規則)

当会社が発行する株券の種類ならびに株主 名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿 への記載または記録、単元未満株式の買取 り、その他株式または新株予約権に関する取 扱およびその手数料については、法令または 定款に定めるもののほか、取締役会において 定める株式取扱規則による。

(変更)

第12条(基準日)

当会社は毎年2月末日の最終の株主名簿に 記載または記録された議決権を有する株主 をもって、その事業年度に関する定時株主総 会において権利を行使することができる株 主とする。

前項にかかわらず、必要がある場合は、取締 役会の決議によって、あらかじめ公告して、 一定の日の最終の株主名簿に記載または記 録された株主または登録株式質権者をもっ <u>て、その権利を行使することができる株主ま</u> たは登録株式質権者とすることができる。

現 行 定 款

第3章 株主総会

変 更 案 第3章 株主総会

(変更)

第12条(招集)

定時株主総会は毎<u>決算期末の翌日から3ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要<u>に応じ</u>て、そのつど招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が これを招集する。

第13条(招集)

定時株主総会は毎<u>年5月</u>に招集し、臨時株主 総会は必要<u>がある場合に</u>招集する。

第13条(議長)

株主総会<u>の議長は取締役社長がこれに当り、</u> 取締役社長に事故あるときは取締役会にお いて別に定めるところによる。

(変更)

第14条(招集権者および議長)

株主総会<u>は、法令に別段の定めがある場合を</u>除き、取締役会の決議によって、取締役社長 が招集する。取締役社長に事故<u>が</u>あるときは あらかじめ取締役会において<u>定めた順序に</u> より、他の取締役が招集する。

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条(議決権の代理行使)

株主<u>が代理人を持って議決権を行使しよう</u> とするときは、その代理人は当会社の議決権 を有する株主でなければならない。

また、代理権を証する書面を総会<u>毎</u>に提出しなければならない。

(変更)

第15条(議決権の代理行使)

株主<u>は、当会社の議決権を有する他の株主1</u> 名を代理人として、議決権を行使することが できる。

前項の場合には、株主または代理人は代理権 を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に 提出しなければならない。

第15条(決議方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した株主の過半 数を持って決する。

商法第343条の規定によるべき決議は、総 株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2以上を持っ て決する。

(変更)

第16条(決議の方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行</u> 使することができる 株主の<u>議決権の</u>過半数 をもって行う。

会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条(議事録作成)

株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役は記名捺印しなければならない。

(変更)

第17条(議事録)

株主総会<u>における</u>議事の経過の要領および その結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u> <u>は、議事録に記載または記録する。</u>

| 現行定款 | 変 更 案 |
|---|--|
| | ~ ~ … |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| (新設) | 第18条(取締役会の設置) |
| | 当会社は、取締役会を置く。 |
| | (変更) |
| 第 <u>17</u> 条(<u>員数</u>) | 第 <u>19</u> 条(<u>取締役の</u> 員数) |
| 当会社 <u>は</u> 取締役 <u>13</u> 名以内 <u>を置く。</u> | 当会社 <u>の</u> 取締役 <u>は、10</u> 名以内 <u>とする。</u> |
| | (変更) |
| 第 <u>18</u> 条(<u>選任</u>) | 第 <u>20</u> 条(<u>取締役の</u> 選任) |
| 取締役は株主総会 <u>において</u> 選任する。 | 取締役は株主総会 <u>の決議によって</u> 選任する。 |
| 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分 | 取締役の選任決議は、議決権を行使すること |
| の 1 以上を有する株主 <u>の</u> 出席 <u>を要</u> し、その議 | <u>ができる株主の</u> 議決権の3分の1以上を有 |
| 決権の過半数を持って決する。 | する株主が出席し、その議決権の過半数をも |
| 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 | って行う。 |
| | 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 |
| | 第21条(取締役の解任) |
| | 取締役の解任決議は、議決権を行使すること |
| (新設) | ができる株主の議決権の過半数を有する株 |
| (37142) | 主が出席し、その議決権の3分の2以上をも |
| | <u> </u> |
| | <u>ラミガラ。</u> (変更) |
| 第19条(代表取締役) | (ダミ) 第22条(代表取締役、 役付取締役および相談役) |
| | |
| 代表取締役は、取締役会の決議により選任す スプログラス | 当会社は、取締役会の決議によって、代表取 |
| 3。 (A) 中国统统 (A) 网络织色 (A) 计算点 (A) | 締役を選定する。 松書四統領は、会社を保事し、会社の業務を |
| 代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の | 代表取締役は、 <u>会社を代表し、会社の業務を</u> |
| 業務を執行 <u>し、会社を代表</u> する。 | 執行する。 |
| | <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1</u> |
| | 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1 |
| | 名、専務取締役、常務取締役各若干名、相談 |
| | 役を選定することができる。 |
| | (削除) |
| 第20条(役付取締役、相談役) | |
| 取締役会の決議により取締役会長1名、取締 | 上記条文に包括したため削除 |
| 役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干 | |
| 名を置くことができる。 | |
| 必要がある場合は、取締役会の決議により相 | |
| 談役を置くことができる。 | |
| | (変更) |
| 第 <u>21</u> 条(<u>任期</u>) | 第 <u>23</u> 条(<u>取締役の</u> 任期) |
| 取締役の任期は、就任後2年内 <u>の最終の決算</u> | 取締役の任期は、選任後2年 <u>以内に終了する</u> |
| 期に関する定時株主総会終結の時までとす | <u>事業年度のうち最終のものに</u> 関する定時株 |
| る 。 | 主総会終結の時までとする。 |
| 補欠のため就任した取締役の任期は、前任者 | |
| の残存期間とする。 | |
| 増員によって就任した取締役の任期は、現任 | (削除) |
| 取締役の残存期間とする。 | |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第 <u>22</u> 条(<u>招集</u>) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役社長がこれを招集し、 <u>招集通知 は各取締役および各監査役に対し会日の2</u> 日前までに発するものとする。 ただし、緊急のときは、これを短縮すること ができる。 | (変更) 第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役社長が招集し、議長となる。取 締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締 役会において定めた順序により、他の取締役 が招集し、議長となる。 |
| 第 <u>23</u> 条 (<u>議長</u>) 取締役会の議長は取締役社長がこれに当り、 取締役社長に事故あるときは取締役会にお いて別に定めるところによる。 | (削除) 上記条文に包括したため削除 |
| (新設) | 第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監 査役に対し会日の2日前までに発する。 ただし、緊急のときは、これを短縮すること ができる。 |
| 第 <u>24</u> 条(<u>決議方法</u>) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、出席した取締役の過半数を持って <u>決す</u> <u>る</u> 。 | (変更) 第 <u>26</u> 条(<u>取締役会の</u> 決議 <u>の</u> 方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、出席した取締役の過半数をもって <u>行う</u> 。 |
| (新設) | 第27条(取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 |
| (新設) | 第28条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録し、出席した取 締役および監査役がこれに記名押印する。 |
| 第 <u>25</u> 条(<u>報酬</u>) 取締役の報酬は、株主総会の決議 <u>を持っ</u> て定 める。 | (変更) 第 <u>29</u> 条(報酬 <u>等</u>) 取締役の報酬 <u>等</u> は、株主総会の決議 <u>によっ</u> て 定める。 |
| 監査役および監査役会 (新設) | 第5章 監査役および監査役会 第30条(監査役および監査役会の設置) 当会社は、監査役および監査役会を置く。 |
| 第 <u>26</u> 条(<u>員数</u>) 当会社 <u>は</u> 監査役 <u>4</u> 名以内 <u>を置く。</u> | (変更) 第 <u>31条(監査役の</u> 員数) 当会社 <u>の</u> 監査役 <u>は、6</u> 名以内 <u>とする。</u> |

| 現行定款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 <u>27</u> 条(<u>選任</u>) 監査役は株主総会 <u>において</u> 選任する。 監査役の選任決議は、 <u>総株主の</u> 議決権の3分の1以上を有する株主 <u>の</u> 出席 <u>を要</u> し、その議 決権の過半数を持って <u>決する。</u> | (変更) 第 <u>32</u> 条(<u>監査役の</u> 選任) 監査役は株主総会 <u>の決議によって</u> 選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも って <u>行う。</u> |
| 第 <u>28</u> 条(常勤監査役) <u>監査役は互選により常勤監査役1名以上を置く。</u> | (変更) 第 <u>33</u> 条(常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を</u> <u>選定する。</u> |
| 第 <u>29</u> 条(<u>任期</u>) 監査役の任期は、 <u>就任後</u> 4年内 <u>の最終の決算</u> <u>期</u> に関する定時株主総会終結の時までとす る。 補欠 <u>のため就任した</u> 監査役の任期は、 <u>前任者</u> の残存期間とする。 | (変更) 第 <u>34</u> 条(<u>監査役の</u> 任期) 監査役の任期は、 <u>選任後</u> 4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。 _補欠として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期の満了する時までとする。 |
| 第30条(招集) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。 ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 | (変更) 第 <u>35条(監査役会の</u> 招集 <u>通知</u>) <条文変更なし> |
| 第 <u>31</u> 条(<u>決議方法</u>) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって <u>決する。</u> | (変更) 第 <u>36条(監査役会の</u> 決議 <u>の</u> 方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 |
| (新設) | 第37条(監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領および その結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録し、出席した監 査役がこれに記名押印する。 |
| 第 <u>32</u> 条 (<u>報酬</u>) 監査役の報酬は、株主総会の決議 <u>を持って</u> 定 める。 | (変更) 第 <u>38条(監査役の</u> 報酬 <u>等</u>) 監査役の報酬 <u>等</u> は、株主総会の決議 <u>によって</u> 定める。 |
| (新設) | 第6章 会計監査人 第39条(会計監査人の設置) 当会社は、会計監査人を置く。 |
| (新設) | 第40条(会計監査人の選任) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任 する。 |

| / | |
|------------------------------|--|
| 現行定款 | 変 更 案 |
| (新設) | 第41条(会計監査人の任期) |
| | 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了 |
| | する事業年度のうち最終のものに関する定 |
| | 時株主総会終結の時までとする。 |
| | 会計監査人は、前項の定時株主総会において |
| | 別段の決議がされなかったときは、当該定時 |
| | 株主総会において再任されたものとみなす。 |
| | 第42条(会計監査人の報酬等) |
| (新設) | 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 |
| | <u>会の同意を得て定める。</u> |
| | (変更) |
| 第 <u>6</u> 章 計 算 | 第 <u>7</u> 章 計 算 |
| 第33条(営業年度および決算期) | 第 <u>43</u> 条 (<u>事業年度</u>) |
| 当会社の <u>営業年度</u> は3月1日から翌年2月 | 当会社の <u>事業年度</u> は <u>、毎年</u> 3月1日から翌年 |
| 末日までとし、営業年度末日に決算を行う。 | 2月末日までと <u>する。</u> |
| | (変更) |
| 第 <u>34</u> 条(<u>配当金</u>) | 第 <u>44</u> 条(<u>期末配当金</u>) |
| 配当金は毎決算期末の最終株主名簿等に記 | 当会社は、株主総会の決議によって、毎年2 |
| 載または記録された株主または登録質権者 | 月末日の最終の株主名簿に記載または記録 |
| <u>に支払う。</u> | された株主または登録株式質権者に対し、金 |
| 配当金が支払い開始の日から満 3 ヶ年を経 | 銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」 |
| <u>過しても受領されないときは、当会社は支払</u> | <u>という。) を支払う。</u> |
| いの義務を免れるものとする。 | |
| | 第45条(中間配当金) |
| | 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8 |
| | 月末日の最終の株主名簿に記載または記録 |
| (新設) | された株主または登録株式質権者に対し、会 |
| | 社法第454条第5項に定める剰余金の配 |
| | 当(以下「中間配当金」という。)をするこ |
| | <u>とができる。</u> |
| | 第46条(期末配当金等の除斥期間) |
| (新設) | 期末配当金および中間配当金が、支払い開始 |
| | <u>の日から満3年を経過しても受領されない</u> |
| | ときは、当会社はその支払の義務を免れる。 |
| | 未払いの期末配当金および中間配当金には |
| | <u>利息をつけない。</u> |

以上